

独立行政法人国立病院機構法の一部の施行期日を定める政令（平成十五年政令第五百十五号）

内閣は、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第二百九十一号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人国立病院機構法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十六年四月一日とする。